第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第2日）

令和８年６月５日（金曜日）

議事日程（第２号）

令和８年６月５日　午前９時開議

日 程 第 1　　一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1　　一般質問

出席議員（10 名）

1 番	早 樋 徹 雄	4 番	高 橋 英 次
5 番	安 部 誠 也	6 番	景 山 登 美 男
7 番	安 部 丘	8 番	平 石 玲 児
9 番	岸 光 研	10 番	高 橋 徹

欠席議員（３番　内藤眞一）

欠　員（２番　　）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	森 山 篤	書記	日 高 魂

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚 原 隆 昭	副町長	曽 田 卓 文
教育長	大 谷 哲 也	教育次長	石 飛 幹 祐
総務課長	永 井 あ け み	防災危機管理室長	三 島 光 暁
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住民課長	野 津 史 昭
保健福祉課長	安 部 農	福祉事務所長	高 木 ゆ か り
産業振興課長	深 石 尚 志	商工観光振興室長	門 脇 貴 子
建設課長	田 村 剛	基幹支所長	渡 邊 博 司
病院事務長	高 橋 克 裕	会計管理者	藤 原 一 也
		代表監査委員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

な　し

午前９時００分開議

○議長（早樋　徹雄）　おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、３番、内藤眞一議員から欠席届が提出されております。

日程第１　一般質問

○議長（早樋　徹雄）　日程第１、一般質問を行います。

会議規則第61条第２項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、８番、平石玲児議員。

○８番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。８番。

おはようございます。８番議員の平石玲児です。早速質問に入りたいと思います。

私は、本町の農業の未来、特に昨年度に作られた「地域計画」の実効性について質問いたします。

国が定めた新たな枠組みをそのまま当てはめるだけでは、果たして過酷な中山間地である飯南町の現場がついていけるのか。環境変化の激しい時代だからこそ、机の上の枠組みをただなぞるのではなく、現場の実態に合わせて柔軟に変更していく、町の覚悟をただすべく質問いたします。

現在、国の方針に従って、飯南町でも農地をまとめて大きくしていくことを前提にした「地域計画」が進められています。しかし、現場を歩き、農家の皆様の声を聞く中で感じるのは、計画と現実の大きなズレです。平野部で行うような一律に田んぼを広げるやり方が、果たしてこの飯南町の急峻な中山間地に馴染むのか、大きな疑問を感じるところです。

まず第一に、「地域計画」を実行するためのバックアップ策やサポート体制についてお伺いします。

地域計画では、将来の農地を特定の担い手に割り当てることになっていますが、10年後、いま中心となって働いている方々は、さらに高齢化します。一方で、後継者不足はなかなか解消されていません。特定の担い手に農地をどんどん集中させることは、一見効率的に見えますが、あちこちへ移動するコストや、あぜの草刈り、水管理の負担を考えれば、いずれ「管理の限界」を迎えて、共倒れになってしまうリスクをはらんでいます。町は、この計画が「絵に描いた餅」にならないために、具体的で柔軟なバックアップ策をどう考えているのかお伺いします。

さらに伺います。国は「地域計画の見直し（ブラッシュアップ）に向けて」という方針の中で、地域の「農業委員」並びに「農地利用最適化推進委員」の役割をあらためて強調しています。

特に、農地を「出したい人」と「引き受けたい人」の本当の気持ちを丁寧に聞き取り、現場を動かしていくためには、地域に密着した農地利用最適化推進委員の皆様の『歩く力』が必要不可欠です。アンケートに回答していない方や、声を大にして言えない高齢農家の自宅へも日常的に足を運び、情報を集めることが求められています。一度作った計画に縛られるのではなく、現場の悲鳴に合わせて、常に地図を新しく見直し、更新せよ、ということです。

飯南町において、この国の方針通りに、農業委員の皆様の知見と、農地利用最適化推進委員の皆様の機動力を最大限に活かして、計画と現実のズレを直していくための具体的な仕組みや、町としてのサポート体制についてお伺いします。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。おはようございます。

平石議員より、「地域計画」を実行するためのバックアップ策やサポート体制についてのご質問をいただきました。

ちょっと「地域計画」について少し触れさせていただきます。

「地域計画」とは、農業者や地域住民の話し合いに基づきまして、地域における将来の農地利用状況を明確にしたものでありまして、地域の農地を誰が利用し、どのように集積・集約化していくかを示した「目標地図」を含む計画であります。

本町では、令和６年度に話し合いを行いまして、令和７年３月に町内 20 地区で策定しております。

議員がおっしゃいますように、この地域計画は策定して終わりではなく、地域での話合いを継続しながら、随時見直しを行い、そして目指すべき地域農業の姿に近づけていくことが重要であります。

そのため、農業委員会・ＪＡ・しまね農業公社・県・町が構成員であります「地域計画策定推進チーム」によりまして、地域での話し合いや計画の見直しを支援していくこととしております。

また、地域計画の話合いに併せて、本年は中小規模の農地整備や基盤整備に関する要望の聞き取りを行いまして、地域の実情に応じた環境整備につなげていくよう考えております。

さらに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、地域に最も近い立場であることから、農地の利用調整であったり、担い手の意向把握を担っていただいております。

それで、本年改選期でありまして、来月の 19 日をもって現委員の任期は終了いたします。新たな委員の皆様が選任されますので、今回の定例会でも同意案件を提出しておりますが、この新委員の方に向けまして、地域計画のブラッシュアップや農地利用の最適化に向けた研修会等も実施しながら、地域内での取組を支えてまいりたいと考えております。以上です。

○８番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

お答えありがとうございます。

農地利用最適化推進委員の方は、やっぱり現場は歩かれるということで現場を見て回って一番現況をよく知っておられるということで、この方々にやっぱりしっかりと活動していただきたいなということを願っているところでございます。

次の質問に入ります。

第２に、これからの農地管理の負担を減らす対策についてお伺いをします。

大規模な区画整理は、たしかに機械での作業を楽にしますが、同時にたくさんのお金がかかり、将来的には広くなった草刈り場の管理などの重い負担を担い手に強いることになります。その点、飯南町では平野部のような無理な大区画化ではなく、「飯南町の地形に合わせた、無理のない基盤整備」が現場の実態に合わせて行われており、この柔軟な姿勢は素晴らしい取り組みであると評価しております。

しかし、いくら無理のない整備を進めても、それを管理する「人の手」の限界はすぐそこまで来ています。現在、「飯南町農業担い手支援センター」を中心に準備を進めておられる「草刈り隊」をはじめとする現場支援の取り組みと、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員の活動、さらには各集落営農組織をどのように有機的に連携させ、自動草刈機やスマホを使った水管理といったスマート技術を素早く現場に浸透させていくのか、見解を伺います。

さらに、私たちが目を向けなければならないのは、町内には、あまりにも土地が狭くて、その「無理のない整備」すらできない地域があるという切実な現実です。こうした地域では、草刈りを楽にするために「のり面をなだらかな斜面にする」こともできず、急で危険な斜面での手作業の草刈りが今も続いています。

また、パイプラインなどの水まわりの近代化も進まないため、いまだに昔ながらの泥上げや見回りといった過酷な水路管理を強いられており、地域計画の進歩から完全に取り残される危機に瀕しています。こうした本当に困っている未整備地域への町の認識を伺います。

あわせて、農地を維持するための共同作業についてお伺いします。

現在、多面的機能支払交付金を活用し、すでに農家ではない住民の皆様をも巻き込んだ新しい応援体制づくりに踏み出している先進的な地域がある一方で、未だその体制づ

くりが進んでおらず、担い手の孤立感や負担感が高まっている地域もあるのではないかと思います。

これらは決して地域住民の怠慢ではなく、非農家の方々にどう声をかけ集めるのか、どう役割を分担すればいいのか、そのノウハウがないために一歩を踏み出せないのが実情だと思います。

こうした地域ごとの取り組みの格差を解消し、町内すべての集落で「農家・非農家が一体となった維持管理体制」を構築できるよう、町が主導して成功事例の共有や伴走支援、さらには新たな予算措置などの支援を行うべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、これからの農地管理の負担を減らす対策についてのご質問いただきました。

議員のご指摘のとおり、この農地を維持していく上で最大の課題は、本当に人手不足であります。

このため町では、この担い手支援センターが中心となりまして、農繁期や農地管理に必要な労働力を確保するための、今、おっしゃいました「草刈り隊」ですね、この仕組みづくりを現在進めております。

また、集落営農組織や関係機関との連携を図りながら、この農地維持活動を支援していくこととしております。

それで、スマート農業のことについて触れられました。やはりこの人手不足を補う手段としては、スマート農業技術の導入というのが大切であります。町では、この国、県のスマート農業関連事業を活用する事業者に対しまして、町もこの上乗せ補助を行っております。令和７年度は、ＧＰＳのトラクターや田植え機など 11 件、これは町の補助額分ですが、1,146 万７千円の補助を行っております。本年度も、今申請が出ておりますのが 12 件、町の補助金ベースで 1,472 万２千円の支援を予定しております。

また、事業を活用しやすくするため、担い手支援センターにおきまして、この制度の紹介であったり、申請書の作成支援などを行いまして、国・県事業の採択につながるように支援を行っておるとこでございます。

加えまして、県営農地整備事業を実施しております琴麓・野萱地区におきましては、水管理システムやリモコン草刈り機が導入されておりまして、特に水管理システムは、今の田んぼの状態をスマホで確認できて、それが冠水できるというところで、そうした最新の水管理システムも導入されております。省力化や作業負担の軽減に向けた、そうした取組が現在進められております。

さらに、広域的には雲南農業振興協議会ございますが、雲南圏域の１市２町とＪＡが

構成するこの協議会ですが、農地条件の異なる圃場に水管理システムを導入いたしまして、その効果を検証する実証実験を今年度も行っております。

その結果につきましては、生産者への説明会、また研修会など様々な機会を通じまして情報提供を行いまして、地域の実情に応じた導入を促進してまいりたいと考えております。

今後も農地整備の推進とスマート農業技術の活用、さらには地域ぐるみでの農地維持体制の構築を進め、持続可能な農業の実現に取り組んでまいります。

それで、次の質問としては、未整備農地のことを問われました。確かに、非常に関係者にしたくてもできない、谷地区のような石垣が積んであってその上に農地があるというところで、ただそういったところも本当にきれいに草刈り等も管理していただいております。

こうした未整備農地につきましては、今年度、中小規模の農地整備や基盤整備にきめ細かく対応できるよう、地域ごとの要望調査を実施することとしておりまして、事業の要望に応えられるよう努めてまいります。

最後に、まず、これは、多面的機能支払交付金等の活用のこともちょっとお伺いされましたのでお答えしますが、この多面的機能支払交付金につきましては、農業・農村が持つ洪水防止や水源涵養などの、まさに「多面的機能」を維持するため、水路の泥上げや農道の草刈りなどを行う地域の共同活動を支援するものであります。

この交付金につきましては、高齢化であったり人口減少が進む農村部において、農家だけでなくてですね、非農家を含めた地域全体で農地や水路などの資源を守ることを目的とされております。現在、町内の各協定組織で活用され、そういった活動が続けられております。町内でもその交付金を使って、いろんな事業もしておられます。なかなかそれが全域に伝わる部分がないところもありますので、伝わってない部分も。特に先進的な事例等につきましては、情報共有できるように努めていきたいと考えております。

それから最後に、予算措置のことにつきましては、これは農地の維持管理や地域ぐるみの活動を支援するため、引き続き「多面的機能支払交付金」であったり、「中山間地域等直接支払交付金」などの制度を活用しまして、この地域の実情に応じた支援に努めてまいります。

それで、これらの制度がやはり安定的に活用できるよう、国に対しては、必要な予算の確保を積極的に要望するとともに、町といたしましても、必要な予算措置を講じながら、この地域の農地保全活動、そして営農活動を支援してまいりたいと思います。以上です。

○８番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

ありがとうございました。多面機能のことについて、ご説明というか話がありました。

多面機能の制度ですね。これは極端な話をすれば、協定書の中に非農家の名前を連ねておけば、書類は通ると。書類上の手続になりがちだと思います。

実際に、現場は、なかなか難しい状況だと思います。というのはですね、先ほどありましたが、高齢化、それから人口が減って地域全体の限界を迎えてると思うんです。この構造的な問題ですね、これを手伝いたくても体力がなくて手伝いができないとか、そもそもその集落に若い人がいないという、中山間地が直面してる問題があるというのが現状だと思います。

うまくいってるような先進事例、地区ですね、であっても、やっぱりそこを引っ張ってくキーマン、例えば元ＪＡの職員であったりとか、そういう農業関係のそういうところでいらっしゃった方が引っ張っていってやってるから、何とか回ってるという状況ではないかと思っております。

そのキーマンの方が潰れてしまえば、もうそれは終わってしまうかなというような気がしております。なので、先ほど言いました農地利用最適化推進員とかですね。こういったところとタッグを組んで、しっかりとその現場を見ていただいて、こういった、今、担い手支援センターが行おうとしていることを現場でやれるように持っていっていただきたいというのが私の思いです。

そこのところをもう一度、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

再質問いただきました。この多面機能交付金のところで、協定の中に、もちろん非農家の方も含まれて、一緒の活動、現場の活動だけじゃなくてその事務を担ったりですねそれはいろんな役割もあると思うんですが、ただ平石議員がおっしゃる、現場でそういう作業をする人が、そもそもいないじゃないかというところであります。

確かにうまくいってるところはキーマンと言われるようなですね、やはり経験を持った事務もできたり、地域をまとめる力がある方がおられて、うまく回っておるということは承知しております。

それで、先ほどもご提案のあった農業委員と農地最適化推進員の方ですね、特にこの最適化推進の方の役割、機能をしっかりと持って、そうした方と地域とがタッグを組んでうまく課題解決をということであります。

実際のところ、最適化推進委員の皆様の今、この制度も古くからあるわけじゃなくて最近できた制度でありまして、確かに十分、まだ、目的とする機能がですね発揮されてない部分もありますので、そうしたところを先ほど申しましたが、研修とか講習会等も含めて、どういった任務をしっかりと行ってもらうのかというところをお伝えしながらですね、その人が地域でしっかりと役割を果たしていただくよう町としても取り組んで

いきたいと思います。

○８番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

次の質問に移ります。

第３に、国が示した方針を踏まえた、守りきれない農地の「前向きな出口戦略（手放し方）」に対する町の支援についてお伺いをします。

引き受け手が見つからず、やむを得ず「山に返す（森林に戻す）」という判断を迫られる農地は、これから確実に増えていきます。しかし、地権者の皆様にとって、農地は先祖代々受け継いできた大切な遺産です。それを自分の代で荒らしてしまうことへの罪悪感や、周りの住民への申し訳なさから、苦渋の決断を先送りにしているのが実情だと思います。

この個人の悩みに対し、町として、たとえば「相続土地国庫帰属制度」を使いやすくするための手続き面の支援や、集落みんなで「ここは守る農地」「ここは森林にするエリア」と色分けをするような、話し合い（ワークショップ）の場への支援などは考えられないでしょうか。

現在、国でも、人口減少や高齢化を見据えて、すべての農地を維持するのが難しい地域を対象に、計画的に森林などへ戻していく方針を打ち出しています。これはまさに、本町のような中山間地が生き残るための道標ではないでしょうか。

国が方針を示した今こそ、町が先頭に立ち、飯南町の地形と実態に合わせた「農地の前向きな出口戦略」をはっきりと示すべきです。「土地を捨てる」のではなく、次の世代のために、適切に自然へ還す」という前向きな土地利用の定義が必要です。町長の答弁を求めます。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、守り切れない農地ということで、「前向きな出口戦略（手放し方）」という表現でありましたが、これに対する町の支援についての質問であります。

最初に、本町の農地につきましては、農業者の皆様や地域の皆様の本当に日頃のご努力によりまして、他の地域と比較しても耕作放棄地は非常に少ない状況にあると認識しております。

ただ、年々周辺部が少しずつ減ってきて、作付面積も僅かながら微減している実態がございます。

一方で、令和の米騒動として米不足が話題となりましたが、国においては、需要に応じた米生産を基本としており、今後も人口減少や米需要の変化に対応した生産体制が求

められるものと考えております。

こうした中、私も現場の状況を全て把握できているわけではありませんが、自分の集落を見ましても、例えば、田んぼが山際にあるところについては、やはり獣害を受けやすいイノシシであったりシカであったり、そうした農地もあります。そして、山際の農地は、やはりその木が生い茂って来て日当たりも悪くなりますし、日照条件が悪い農地、またさらには、水路管理、これも開水路であれば、長い距離を泥上げしたり、木の葉を上げたりということで、大変な作業であります。それも、複数人でしていた水路がだんだん受益者が減ってですね、本当に二人ないし一人となるような事例もあります。そうした維持管理の負担が大きい農地につきましては、今後も継続して耕作していくことがやはり困難になる場合も当然これは想定されます。

それで、議員からは、国の制度、相続土地国庫帰属制度の活用などの紹介もいただきました。

町といたしましては、こうしたこの条件不利農地につきまして、やはりその地域計画に基づく話合いを進める中で、農地として維持する場所と、それ以外の活用を検討する場所を整理しながら、必要に応じまして、やはり山林との緩衝帯として管理するなど、地域の実情に応じた土地利用を進めていくことも重要であると考えております。

基本的な考えとして、今後もですね、やはり守るべき農地をしっかりと維持しながら、地域の将来を見据えた持続可能な土地のあり方について、地域の皆様とともに検討してまいります。

それで、無理して、全てを守ることをするがゆえにですね、本来守るべき農地も守れなくなる場合もありますので、そういうことは避けたいと思いますので、その辺の濃淡をつけながら、取り組んでいきたいと思います。以上です。

○８番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

守れない土地がある場合は、予算をつけて考えていきたいということを、それでよろしいですか。

ちょっと国に返す土地のこと、これちょっと説明がなかったんですけども、相続土地帰属制度。これ、制度自体は先ほど申しましたが、守られる土地は山なりに返していくという制度であります。

この制度ってのはすごく制限というか、たくさんありまして、例えば、向こう 10 年間の維持管理する金を支払わなくちゃいけないとか、それからちゃんと境界が設けられている。建物が建っとっちゃいけないとかというのもあってなかなか使いにくい制度です。

守れない土地を先ほど予算をつけて考えていくというふうにおっしゃいましたが、本当に守れない土地をそのままほっておくというか、そのまま多分地権者は置いとくと思うんです。そうするとだんだんだんだん荒廃していくというのが現状じゃないでしょう

か。

隣の美郷町を見ましても、やはり、もうどんどんどんどん農地が荒廃して、そのままほったらかしているとこがたくさん見られます。

今、町長おっしゃいましたように、飯南町が頑張って皆さんが一生懸命維持をしてるけども、この現状は10年先になればどうなるかわからんというところです。そこで予算をつけて何とかしますと、人もいない、それではなかなか難しいところだと思います。なので、そういったところをしっかりと考えていただきたいなというところ。

先ほど申しました農地の国庫帰属制度、このことも絡めてですね、ちょっともう一度、町長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　暫時休憩します。

午前９時３６分休憩

午前９時３６分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

再質問いただきました。

まず、守り切れない農地の部分について、予算をつけられるのか、つけるというふうに私が答弁したというような解釈をされたと思いますが、このことについては、今その予算をつけるとか、そういうことは答弁しておりません。

それで、その周辺部のそうした守り切れない農地について、先ほどは具体的に緩衝帯というような言い方もしましたが、平石議員の言葉からすれば、それは荒廃地ということで、手をつけない土地ではないかということであります。

それで具体的には、質問の途中で、話合い、例えばワークショップの場への支援とか考えられないかということをおっしゃいましたが、具体的にその土地の例えば草刈りをどうとかするとか、そうしたことをイメージされとるのか、ちょっと私も逆に議員にご質問したいと思いますが、どうしたその町へ対しての支援をイメージしておられるのか、そうしたところもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

その上で、この国のことでありますが、国の制度の、これは非常に確かに、令和５年から施行されて、法務省の管轄の事業でありますが、なかなか、ただ帰属するといっても、これはお金を出して寄附するというような形の制度でありまして、私もパンフレット等を見ましたが、例えば農地であれば1反がですね110万円とか、ちょっとすごい高

いなと思いましたけど、そこまでして帰属するのかということもあります。

ただ、農地以外の雑種とか、そういう土地であれば、一式が20万円とか、これはいろんな要件もありますので、そこはこの制度のっとった形でできる場合もありますが、今のご質問は町としてどうするのかということでありまして、今、私の中では具体的に幾ら予算をつけて、そういうことを、守り切れない農地に対しての何かということは、ちょっと今のとこは、予算上に関してはございませんので、議員のほうが考えておられる何かそういうものがあればですね、お聞かせいただければと思います。以上です。

○８番（平石　玲児）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石議員。

○８番（平石　玲児）　はい。

予算上というか、どういうふうにするかということは具体的には考えてませんけども、ただ、一つ言えるのは、今のこの制度がですね、いろんな10年間の管理費とか、そういったところで金がかかります。

これは、行政側に出せってのは不公平になるわけですから、これ当然求めておりませんが、この制度自体が機能不能といいますか、実際になかなか難しい制度だと思います。

そういったことを、やっぱり島根県とか全国町村会を通じて、制度の改善や負担金の免除措置ということを訴えていただければなというところで思っております。それでよろしいですか。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

議員から今説明がありました。町に対しての具体的な支援ということで、予算的な、それは持っていないということでありました。

ただ、国の起こした既存の制度に対して、やはり、負担が大きいわけでして、そういったところを緩和できるような形で、制度改正も含めたその要望をしていってほしいということで、そこの部分については理解させていただきました。

いずれにしても、議員がご心配されるこの10年後本当に、そうした、今は、団塊の世代の方がまだ75ぐらいに入られようかとして、まだ現役なわけですが、本当に10年先にはですね、なかなかそうした方も厳しい状況になってまいります。そうしたとこを危惧しての質問かと思いますので、これから飯南町の農地が、どうやって本当に守っていくのか。そうしたところは、真剣に、誰もでですね、考えていきたいと思います。

以上です。

○８番（平石　玲児）　終わります。

○議長（早樋　徹雄）　８番、平石玲児議員の質問は終わりました。

……

○議長（早樋　徹雄）　一般質問を続けます。

６番、景山登美男議員。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山登美男議員。

○６番（景山　登美男）　６番。

おはようございます。通告に従い一般質問を行います。

昨日、中国地方は、例年より２日早く梅雨入りしたとの発表がありました。長期予報では、今年の夏も梅雨入りと同時に気温も湿度も高くなり、「かなり蒸し暑く」感じられる日が増える見込みであるということです。湿度が高いと熱中症にかかりやすくなるということですので、欠かさず水分補給をするなど気を付けたいと思います。

来月７月 21 日には、８年ぶりに出雲大社(おおやしろ)神楽殿の大しめ縄の架け替えが行われることになっています。またそれに先立って７月 18 日には撚り合わせが予定されています。中国地方の平年の梅雨明けは７月 19 日ごろということですが、何とか晴天に恵まれることを願っております。

それでは、質問に移ります。

はじめに、太陽光発電設備等の適正な設置に関する条例の制定について町長に質問します。

先ほども言いましたように、近年、毎年のように前年を上回る気温の上昇がみられますが、これは地球温暖化による影響であるといわれております。

本町では、2023 年３月に「脱炭素のまち宣言」を行いました。そして、ＣＯ２（二酸化炭素）の排出量削減を推進するために「飯南町脱炭素のまち推進計画」を策定され、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す上で、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減していくこととされています。

町ではそれに基づき、公共施設への太陽光発電施設の設置、公用車への電気自動車やハイブリッド車などの電動車の導入、公共施設へのＬＥＤ照明の導入などを進めています。

また、住民が温室効果ガス排出の削減を図ることを目的として、住宅用太陽光発電設備などの設置に対する補助として、飯南町新エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱が定められています。

こうした取り組みは、地球温暖化防止対策を推進するための施策として、評価したいと思います。

一方、日本における再生可能エネルギーの歴史について考えてみますと、かつては水力発電が中心でしたが、1973 年のオイルショックを契機にエネルギーを中東の石油に依

存していた日本において、安定的なエネルギーが求められるようになりました。

そこで、1974年に石油だけに頼らないエネルギーの長期的な安定供給の確保を目指す「サンシャイン計画」が策定され、太陽光発電や地熱発電、風力発電、バイオマスエネルギーなどの研究が進められてきました。

太陽光発電は、当初住宅用システムが中心で一般家庭への普及を促す制度により進められていましたが、1992年の電力の買い取り制度が開始されたのを契機に、一層普及の促進につながりました。

そして、2012年にスタートしたＦＩＴ(フィット)（固定価格買い取り）制度が始まってからは、メガソーラーなどの大規模発電施設の設置が進んでいます。

今回は、そうしたことを背景に、事業者が設置する自家消費型以外の地上設置型太陽光発電施設に関して質問いたします。

このような施設は山陽側でよく目にしますが、数年前からは町内でも目にするようになりましたが、そのような施設は、事業者から町への届出や報告などが行われているのでしょうか。

町内の設置状況を把握されていれば、現時点での町内における地上設置型太陽光発電施設の設置箇所数、個所毎の出力、面積、パネル枚数などについて、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

景山議員から事業者からの地上設置型太陽光発電施設の届出施設の設置箇所等についてのご質問をいただきました。

現在、町としてこの太陽光発電施設の設置に関する届出義務ですね、そういったものは設けておりません。したがいまして、町内における設置場所であったり、設置数について、正式には把握してないのが実態であります。

ただし、設置業者からは、この設置された設備、メガソーラーというものですが、これを償却資産として申告されますので、課税物件としてその設置場所であったり、課税標準額については把握しております。

この課税標準額も、いろいろありまして、数千万のものから億を超えるものまで、実際にはございます。

それで、また太陽光発電施設に限らずこの１ヘクタール以上の土地売買や開発行為を行う場合には、県への届出が必要でありまして、その際、町を経由しての提出となります。これまでにもそうした太陽光発電施設設置として、土地売買の届出があった事例もあり、これを県へ進達した案件がありますので、こうした案件については設置場所等についても把握できておりますが、ただその出力であったり、パネルの枚数まで、そうし

た詳細なところまでは承知しておりません。以上です。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

現状につきましては、理解いたしました。

町内のある地上設置型太陽光発電施設においては、数年前の大雨の際に土砂が流出したことによりため池が埋まり、それに伴い雨水がため池を越流し、下流に被害を及ぼす災害が発生しました。

全国的にも、近年このような土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じているようです。

そのため、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした「太陽光発電設備等の設置を規制する特化条例」が、平成 26 年から全国各地の自治体で制定されるようになり、昨年、令和７年 12 月時点では全国 336 の条例が確認されています。

ちなみにその内訳は、都道府県条例が９条例、市町村条例が 327 条例でありますが、太陽光発電設備のみを規制対象とするものは 196 条例、太陽光発電設備を含む風力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギー発電設備を規制対象とするものが 140 条例で、現在も条例制定の動きは活発であるようです。

先ほど現状の間接的にわかるような、償却資産を含めたわかるような状況というのは説明いただきましたけども、今現在はそういうことでございますが、本町においても、太陽光発電設備の設置について、本町の良好な自然環境及び景観等の保全、並びに災害の未然防止等を図る観点から、事業者に届出、協議、確認、同意、許可、認定、禁止等の手続を求めるとともに、事業計画の内容を周知するために地域住民等を対象とした説明会の開催を義務付けるなどを定めた条例を制定されてはいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、地上設置型太陽光発電設備の設置に関しまして、自然環境や生活環境との調和を図る観点から、事業者に対し、届出や協議、説明会の開催義務などを定めた条例を制定してはどうかとのご提案であります。

太陽光発電は、再生可能エネルギーの導入拡大に資する重要なエネルギー資源でもあります。

また、脱炭素社会の実現に向けては、一定の役割を果たすものでありまして、設置もですね、今、急速に拡大してきていると認識しております。

一方で、近年、設置のための森林伐採による環境への影響、また、土砂災害のリスク、先ほども町内の事例も少し紹介がありました。また民家近くでは、反射光などの生活環境への影響が、全国的に課題として指摘されております。

このため設置事業者に対しまして、事前の届出や協議、住民説明会の開催などを義務づける条例であったり、独自のガイドラインを制定する自治体が増えてきているものと承知しております。その数については、先ほど議員からも、その制定状況等について説明があったとおりであります。

県内の自治体では、松江市と吉賀町が既に条例制定しておられます。本町といたしましても、地域の安全・安心を確保しながら、再生可能エネルギーの適切な導入を進めていくことは重要であると考えております。

そのためには、一定のルールを、やはり定めることは必要であると、私も認識しております。町内においても既に設置されている箇所、数箇所あります。また近々ですね、整備される予定のとこもございます。役場のほうへもそうした脱炭素といいますか、担当課のほうへ協議もあっておるとこもあります。

本町にとってどういった方法が一番いいのか、そのルールづくりについて、どういう方法で定めるのか。今後、検討したいと思います。以上です。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

ありがとうございました。

次に、バスやその他の公用車の運転業務委託について、町長と教育長に質問いたします。

５月６日早朝、高校の遠征試合に向かうマイクロバスが、高速道路路側帯のクッションドラムに衝突し、そのままガードレールに激突するという事故が発生しました。マイクロバスには北越高校男子ソフトテニス部の部員ら 20 人と運転手 1 人が乗車していましたが、この事故で 17 歳の男子生徒 1 人が死亡し、多数の生徒が重軽傷を負うという重大事故でした。

報道では、遠征バスを安価に手配しようとする慣行、運転手の適性や健康状態のチェック体制の不備、学校・バス会社・運転手の責任範囲があいまいな手配のあり方、これらが重なり、若い命が失われる結果になったのではないかと論じられています。

今回の事故は、限りなく運転手に問題があったと思われますが、その後の国土交通省の調査において、部活動の遠征をめぐる移動手段の手配と、その安全管理のあり方が書面なき契約、白ナンバーのレンタカー、面識のない運転手の起用、レンタカー手続き時の別人による免許証提示、バスに同乗しない引率者などの多くの問題が浮き彫りになっています。

はじめに、本町において、部活動とかそうしたことに限らず、町としてレンタカーの

借り上げがあっているのかどうか。町長と教育長にそれぞれ伺います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

この度のこの新潟県の高校のマイクロバスにつきましては、改めて、部活動等の移動手段のあり方を考えさせられる出来事でありました。

このことから、議員からは、本町におけるバス及び公用車の運転業務の実態についてのご質問いただきました。

はじめに、この本町でのレンタカーの借り上げがあるかどうかということであります。最初に私のほうからお答えします。

本町では、業務上において、レンタカーの借り上げはありません。使用はありません。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

続きまして、私のほうからは、学校関係の活動についてお答えさせていただきます。

本町の様々な学校関係の活動においても、現状ではレンタカーの使用はありません。

なお、修学旅行についてはですね、バス事業者の貸し切りバスで運行しているということでございますので、申し添えさせていただきます。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

そういうことでございますので、基本的に本町においての様々な移動については全て本町の公用車によって行われているものと推察いたします。

そうしますと、本町の車両がどのような形態で運転されているのか伺いたいと思います。

はじめに、本町の路線バス、並びにスクールバスは、後ほど教育長に伺いたいと思いますので、路線バスとスクールバス以外の町所有のいわゆる公用車の運転はどのような形態で行われておりますでしょうか。あわせて、車両の保守点検はどのようにされておりますでしょうか。町長に伺います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に路線バス、スクールバスを除く町所有の公用車についてのご質問であります。

公用車には、私や職員が公務出張等で使用する車、そして主に車検時の代車として使

用するマイクロバス、また、飯南病院におきましては医師の送迎に使用する車など、これ以外にもございますが、目的に応じて様々な車両がありまして、これはそれぞれ担当課のほうで管理しております。

そして、その運転業務につきましては、町内の交通事業者や個人運転手との委託契約による場合と、そしてもう一つは町が運転免許証等を確認して登録した個人運転手に委託する場合があります。

また、車両の保守・点検につきましては、運転の前後に車両の点検を行うほか、担当課において点検・車検などの管理を行っております。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

次にスクールバスによる登下校の運転はどのように、どのような形態で行われておりますでしょうか。

またスクールバスは、登下校のほかに、小中学校の校外活動や中学校の部活動などでも利用されていると思いますが、そうした事例の場合の運転はどのような形態で行われていますでしょうか。

あわせて車両の保守・点検はどのようにされておりますでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

続きまして、スクールバスや部活動などの運行形態と車両の保守点検について、答弁させていただきます。

スクールバスや部活動、学校活動については、町が所有するバスを使い、町内の交通事業者及び町に登録している個人運転手に委託して運行をしています。

また、その際の車両の保守点検については、定期的な法定点検のほかに、運行している事業者や個人運転手により、運行前の始業点検と運行後の車両の状況確認を行い、使用記録簿に記録をさせていただいているという状況でございます。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

この度の事故においては、２種免許のことが問題になっておりましたので、この質問をするにあたって２種免許について調べてみました。

それによれば、２種免許が必要になる場合とそうでない場合があるとのことでございますが、乗客を乗せるものだから全ての送迎ドライバーに２種免許が必要になるのではないかと思われるかもしれませんが、厳密に言うと、営業ナンバーの車両を用いて、乗

客を乗せて運転する場合になるということでございまして、そのため、商用車として使用しなければ２種免許は不要だということでございます。

ちなみに、商用車とは、緑色のプレートがついてる車のことを言いますというふうになっておりました。

町所有の車、先ほど町長、教育長からお答えいただきましたけども、町所有の車は全て白ナンバーだと思います。

そうしたことからして、たまたま委託した方、事業者の方で、２種免許を持っておられる方が運転されてるケースもあろうかと思いますが、基本的には、２種免許を持っていない白ナンバーですから、２種免許を持っていない運転手に運転業務を委託することが可能であると理解してよろしいでしょうか。

まとめて町長のほうに送ってお答えいただければと思います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

このナンバーのことであります。

町の所有する車両で、利用者からの対価を受け取らずに運行する場合は、道路運送法における許可または登録を要しない運送に該当しますので、２種免許のない運転手に運転業務を委託することは可能であります。

それで、この２種免許につきましては、議員がおっしゃったとおりであります。

道路運送法に規定する旅客自動車運送事業用の車、いわゆる営業の緑ナンバーの車でありますが、これの運転に必要なものでありまして、それ以外の車、いわゆる白ナンバーの車ですが、運転は２種免許が必要、必須とされていないところであります。以上です。

○６番（景山　登美男）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員。

○６番（景山　登美男）　はい。

これまでのお答えで本町の所有する車の運転業務については、問題なく行われているのではないかと思います。

いずれにいたしましても、万が一にも公用車による人身事故があってはなりませんし、ましてやそれが管理上のミスによるものなどとなれば、言語道断でございます。

今後もしっかりとした車両の管理体制をとるとともに、少しちょっと気になった部分がありましたけども、車両管理のことでございますが、委託会社にとか、個人に任せると、実態を任せて実態を把握しないことがないように、業務管理に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長のほうにお答えをいただければと思います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、車両の管理体制とあわせて、業務管理についてのご意見をいただきましたが、私もこの安全な運行に対する体制整備、当然必要なことだと考えております。

これまでも、交通事故等が発生した際におきまして、特に交通事業者に対しましては、安全運転に努めてもらうようその都度指導を行い、改善策に取り組んでいただいております。

町としましては、このたびのバス事故を教訓といたしまして、運転業務を委託する交通事業者や個人運転手の実態把握についても、徹底していきたいと考えておりますが、まずは、交通事業者については、従業員の健康管理を徹底していただくよう依頼するとともに、個人運転手につきましては、所管する担当課でしっかりとその健康状態等を確認した上で、運転業務を依頼するよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○６番（景山　登美男）　終わります。

○議長（早樋　徹雄）　６番、景山議員の質問は終わりました。

……

○議長（早樋　徹雄）　ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10 時 25 分といたします。

午前１０時１１分休憩

……

午前１０時２４分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

９番、岸光研議員。

○９番（岸　光研）　９番。

○議長（早樋　徹雄）９番、岸議員。

○９番（岸　光研）　はい。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

私は、子どもの頃より、野球に興じてまいりました。小学生の頃はソフトボールでございましたけれども、中学、高校と野球部に所属して、そして社会人となってからも軟式野球のクラブチーム等でずっと野球に関わってきた次第でございます。

そういった中でプロ野球の球団にももちろんひいきの球団がありまして、その球団というのは、球界の盟主と言われて、球団の方針として、1 人のプロ野球選手である前に

一社会人として、立派であれ、紳士たれあれというような球団方針であったかと思います。そういった方針が、子どもの頃から、やっぱりこういったいいチームだな。というようなことでひいきチームとして応援してきた次第でございます。

先日、その球界の盟主たる球団の監督が逮捕されるという大変ショッキングなニュースが飛び込んできました。これは、家庭内における長女さんとのトラブルであったと報道されています。

昨今、児童相談所と警察の連携が強化され、駆け付けた警察官に現行犯逮捕にされました。その数時間後には釈放されましたけれども、社会に与えた影響を重んじて監督は辞任しました。著名人であるが故のニュースでありますが、もちろん我々の身近なところにももしかしてあり得るかと感じたところであります。

人間は、もちろん完璧で何の心配事も悩みも無いとは言い切れません。悩みながら生きるのが人生であると思います。連日のニュース等で青少年、子どもに関する事案も多く発生しています。高校生が強盗殺人に関与していたニュースや、わが子を殺害する事件も発生しています。

なぜ、このような事態になったのか、その背景には何があったのかと、事件を耳にするたびに私自身も心を痛めています。これらの中には大人の勝手な都合で子どもが犠牲となる事例も多くあります。

子育て、教育の第一は、先ずは家庭であると私は考えます。子どもたちは、家庭、家族の中で様々なことを学び成長していきます。やがて、保育所とか学校・地域社会の中で、人との関わり方、自分の果たすべき役割等を身に着けていきます。

そのような成長過程において何か一つのことか、または複数の要因が重なり間違った方向へ進んでいくこともあります。子ども達をこのような環境に巻き込んではならないと思います。

もちろん、個々の家庭、プライバシーに踏み込んではならない面もあろうかと思います。幸いにこの地域では皆で子どもを育てる、見守っていくという習慣もあります。今後も、このような地域の絆を守りながらより良い子育てのあり方、環境づくりを構築しなければならないと考えます。教育長の基本的な考えを伺いたいと重います。

○議長（早樋　徹雄）　９番、岸議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

岸議員からご質問をいただきました。

近年、青少年が痛ましい事件に巻き込まれるケースや、ＳＮＳを介して犯罪に関与してしまう事案が増えております。青少年を取り巻く社会情勢は複雑かつ多様化していると感じております。

私も、将来を担う若者や子どもたちが、こうしたトラブルに巻き込まれることなく、

元気で明るく、そして健やかに成長してほしいと願っています。

議員からは、「地域の絆を守りながら、よりよい子育ての環境づくりを進めるべきではないか」とのご質問をいただきました。

総合振興計画の「子育て・教育」の施策の中に「地域で育む人づくり」という項目を掲げています。具体的に言いますと、「学校運営協議会」いわゆるコミュニティスクールでございますが、この学校運営協議会による、学校・家庭・地域が一体となった人づくり、あるいは、ふるさと教育、生命地域学による地域とのつながりづくりということを進めています。

これらの取り組みによって、町内の学校では、公民館あるいは地域の皆さんの力をお借りして、子どもたちの健全な育成であったり、郷土愛を育む学校活動が本当に活発に行われておりまして、関係の皆さまに大変感謝をしています。

また、学校関係者、ＰＴＡ、青色防犯パトロール隊、民生児童委員など、幅広い団体の皆さんのご協力をいただきまして、「飯南町青少年育成会議」が設置されております。地域の子どもたちを取り巻く環境の改善や、明るい家庭づくりの推進、青少年の非行防止、子どもたちの見守り活動などに取り組んでいただいております。

そのほか、特別な支援を要する児童・生徒、そしてそのご家族に対して、相談窓口として「飯南町特別支援相談ネットワーク」を設置しておりまして、学校・家庭・福祉部局・医療機関などが連携して、本当にきめ細やかな相談支援体制を整えています。

これらの取り組みというのは、飯南町のように「小さな町だからこそできる強み」だろうと思っておりまして、まさしく議員言われますように、「地域の絆を守りながら、よりよい子育て環境をつくる」そのための基盤になるものだと思っております。

今後も引き続き、関係の皆さまと力を合わせて、学校、家庭、地域が一体となって、この町の将来を担っていく子どもたちを見守り、そしてしっかりと育てていきたいと考えております。

○９番（岸　光研）　議長。

○議長（早樋　徹雄）９番、岸議員。

○９番（岸　光研）　はい。

答弁、本当にありがとうございました。教育長のおっしゃられるとおりであろうかと思います。

いちばん私も心配するのは、報道に関わるような重大な事案が、幸いこの地域で発生しておりません。近隣の町でもそうであろうかと思いますけど、そういった事態になったらもう全国から脚光、悪い意味で注目されるような町にあってはならないかと思いますので、そういった点も踏まえて、よりよい環境づくりを目指していかなければならないと思います。

犯罪が起こらないようなまちにしていかなきゃならないと思いますけれども、その辺に関しまして、ご答弁があればよろしくお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

再質問いただきました。

議員言われましたように、やはり重大な事案等が発生しますとですね、悪い意味で、今後、飯南町のイメージダウンにももちろんつながります。もとより、そういったことが起きないように、未然防止というのが一番私は大事だと思っております。

先般、私も公務で東京に出張いたしましたけども、本当に地下鉄の中でですね、おそらく飯南町よりも多いぐらいの人数の方がたくさん歩いておられますが、おそらく皆さん方、誰もその方が何者なのかわからない状況だろうと思います。

そういった意味では、先ほど申しましたけども、小さな町でお互いの顔が見える環境の中で、ご近所の方ともある程度関係性がある。そういったところの中で、しっかり子どもを見守りながら、健全に育てていきたい。それが、やはり飯南町の強みだと思っておりますので、そうした思いを持って、しっかり子どもたちを見守っていきたいと思っております。

○９番（岸　光研）　ありがとうございました。以上、終わります。

○議長（早樋　徹雄）　９番、岸光研議員の質問は終わりました。

……

○議長（早樋　徹雄）　ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時３６分休憩

……

午前１０時３７分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10 番、高橋徹議員。

○10 番（高橋　徹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、高橋徹議員。

○10 番（高橋　徹）　10 番。

今回は３つの事柄について質問します。

まず一つ目です。町のビジョンについてです。

こちらの小さな町からの生命地域宣言についてですが、町は、第３次飯南町総合振興計画・第３期飯南町総合戦略 2025－2034 を打ち出しています。

その中には、「小さな田舎（まち）からの『生命地域』宣言」の基本理念や「笑顔と誇りを未来へつなぐまち　飯南」のキャッチフレーズがあります。総合計画のため大きなくくりになっており、明確なビジョンまでが見えづらいと感じています。

総合振興計画のような10年単位の単位では、スピード感を見づらく、町民が足並みをそろえて前に進んでいくことが困難ではないかと考えています。

個人的な意見で例をあげると、食の自給率100％の町宣言や、次世代、農業継承宣言などを思いつきます。これは飯南町の土地に合った宣言で、また取組やすさもあるかと考えます。

まずは町として進もうとしている方向性を求めます。また、それはどのように町民とともに進めていく考えか、答弁を願います。

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋徹議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

高橋徹議員から、飯南町の総合振興計画におけるビジョンについてご質問いただきました。

この飯南町総合振興計画は、町政の総合的かつ長期的な指針でありまして、まちの目指すべき姿とその実現にあたり取り組むべきことを定める、まちが取り組む計画における最上位の計画であります。いろんな計画が策定されておりますが、飯南町ではこれが最上位計画ということであります。

それで、本町が誕生してから、10年ごとにこの計画を策定しておりまして、昨年度からスタートしておりますこの「第３次飯南町総合振興計画」は、令和16年度を目標年度といたしまして、目指すべきまちの将来像とその実現のための基本的な方向性を示したものであります。

それで、これは一般的なお話ですが、自治体が策定するこの総合振興計画というのは、通常、基本理念、将来像、そうしたことが掲げられているのではないかと思いますが、本町のこの総合振興計画といいますか、この総合振興計画の基本理念というものは、やはりその地域が将来どうありたいかを示す「まちづくりの根本的な考え方・価値観」を示すものでありまして、本町の計画の基本理念、議員からもご紹介をいただきましたが、「小さな田舎（まち）からの『生命地域』宣言」ということとしております。

この基本理念につきましては、合併前に、２町が合併して新しいまちができるんですが、「新町建設計画」のときから変わることなく、この基本理念を引き継いでおります。

そして、その基本理念に基づく飯南町の10年後の将来像として、今回は「笑顔と誇りを未来へつなぐまち　飯南」ということで、これは「～豊かさの継承と創造への挑戦～」ということで、サブタイトルもつけておりますが、そうした将来像を掲げております。これは第１次、第２次、第３次と変わってきております。今回の10年間は、「笑顔と誇

りを未来へつなぐまち　飯南」ということにしております。

その将来像の実現に向けまして、これは５つの政策分野、全て行政の仕事を網羅する形になりますが、様々な取組を進めております。

それで議員からは、どのように町民の皆さんとともに進めていくのかということでのご質問であります。

この総合振興計画の５つの政策分野には、開いていただきますとそれが書いてあって、その下に複数の基本施策がぶら下がっておりますが、基本施策ごとには「役場が取り組むこと」と、それから「みんなで取り組むこと」住民も一緒になって取り組むこと、そうしたことが示されております。

一つの例を挙げますと、これ政策分野の２で「誇れる産業と仕事づくり」であります。基本施策の２－３のところで、商工業等の振興というのがありますが、これは「役場が取り組むこと」としては、町内企業の経営強化の支援、そして地域産業の担い手育成や受け皿の整備による事業継承や、雇用確保を支援しますと、こういうふうにしております。

一方で、「みんなが取り組むこと」は、電子地域通貨、これもスタートしておりますが、このい～にゃん PAY を積極的に利用するなど、町内消費に取り組みます。地域内でお金を循環していこうということで、そうしたことを、誰もでやっていこうということが書かれております。

一つ一つの施策を町民の皆さんと一緒に進めていき、その積み重ねが、総合振興計画に掲げる将来像を、目指すべき姿の達成につながっていくと考えています。

議員からは、わかりやすい、飯南町をまちづくりをイメージしたビジョン、具体的に食の自給率は 100％とか、また、農業をしっかりと継承していく宣言とか、そうしたことのご紹介もありましたが、そうしたものは、この計画の中には、もちろん中にはちりばめられていますが、あくまでもその基本理念、将来像、その将来像を達成するためにいろんな政策があるということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○10 番（高橋　徹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、高橋議員。

○10 番（高橋　徹）　10 番。

続けて質問します。最近、町内中学生と関わる時間があり、学校内の取組かと思いますが、私が関わった生徒さんは皆、飯南町の課題を感じ、解決のアイデアをたくさん出していました。

そこには町に対する危機感や不安よりも、期待感だったり、わくわく感を感じておりました。

現在町には人口減少を筆頭に多くの課題や問題がありますが、今こそ飯南町本来のある姿、目指す姿に向かっていくチャンスではないかと強く感じています。

だからこそ、ビジョンを明確にし、全町民に伝えていくことが重要だと思います。

ビジョンは、大きな組織になるほど見えづらく伝わりづらいと感じています。ここで町長の考えを問います。よろしくお願いします。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

議員からは、飯南町が目指す姿、このビジョンですね。見えづらく、伝わりにくいとのご意見でありました。

ただ、若者がですね、この町に対して、いろいろ期待感であったりわくわく感、また、そうした解決のアイデアとか、まさに今をピンチでなくてチャンスとしてとらえているんで、そうしたとこをしっかりと伝えてほしいということでありました。

それで、先ほども繰り返しになりますが、この総合振興計画の基本理念や将来像は、その理念とか将来像、町民の皆さんにわかりやすく伝えるために、中を見ていただくと補完的な言葉も添えております。どうしてその生命地域宣言、また笑顔と誇りを未来につなぐまち飯南ということで、その説明も書いてあります。

ボディーメッセージとして添えていますが、基本的にはメインとなる部分のメッセージ部分を使うことが多いですから、私が思っているほど、実際に町民の皆さんには伝わってない部分があったのかもしれません。

それで、できるだけ多くの方にこのまちづくりの指針、考え方が伝わるよう工夫していきたいと考えますが、広報・広聴事業の一つとして、来月には「町政座談会」を町内の５カ所で開催する予定であります。

この座談会は、当日出席いただける方にも、また会場へ都合があってお越しいただけない方にも、事前に、ある程度町の施策をお伝えする形で、今月の 24 日から 25 日、そして 29 日から 30 日、４日間ですが、ケーブルテレビのほうで、私のほうが今回の町政座談会にあたっての、今年度の事業であったりいろんな施策について説明した放送を流させていただきますので、ぜひともご覧いただききたいと思います。

また、職員が出かけて町民の皆さんと意見交換を行う「笑顔あふれるまちづくり懇話会」は、随時募集しております。

今月の自治会文書でも、チラシ等が入っていたと思いますが、活用もいただいておりますので、こうした意見交換の機会を、ぜひとも、設定し、お伝えしていきたいと思います。

今、繰り返しになります。こうした広報・広聴事業の機会を活用いたしまして、まちづくりに対する考え方、そして私の考え方はしっかりと伝えてまいりたいと思います。以上です。

○10 番（高橋　徹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、高橋議員。

○10番（高橋　徹）　10番。

次の質問に移ります。

次世代への農地や技術を引き継ぐ支援策について、担い手不足、継承問題が問われる中、本町の農業を将来にわたり維持していくためにも、農地だけでなく、知識や経験を次世代へ継承していくことが必要であると考えています。

各世代、各世帯、家族間で継承することが理想ではありますが、限界があると感じています。

本町では、農業に関心のある若者が増えており、意欲も感じます。多くの若者の意見を取り入れていくことも必要と考えています。

若者への農地や技術の引継ぎについて、どのような考えがあるか。また、支援策を考えているのか。

本町の土地を守っていくためにも、農業は不可欠で、耕作放棄地に対する考え方も含めて議論する必要があると考えています。行政がどのように、どこまで関わっていくのか、答弁を求めます。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、若者への農地や技術の引継ぎについて、また支援策等についてのご質問いただきました。

まず、ちょっと、農地の飯南町全体のことをお話しします。本町の耕地面積というのは、1,160ヘクタールございます。そのうち1,010ヘクタールが水田でありまして、やはり本町の農業の中心は水田農業であることから、水稲の農業を引き継ぐということでちょっとお答えさせていただきたいと思います。

議員の言われますとおり、本町農業の将来を考えるうえで、やはり農地だけでなく、長年培われてきたその栽培技術であったり、経営ノウハウ、地域農業を支える知識や経験を次世代に継承していくことは、農業の持続的発展に向けて重要な課題であると認識しております。

これまで農地は、これ議員からもありました。農地や技術の継承は、やはり家族や親族を中心に行われてきた部分がもちろんありますが、高齢化、そして後継者不足が進む中で、その仕組みだけではなかなか対応が難しくなってきましたので、これは合併前から、本町では集落営農であったり、認定農業者を中心とした生産組織へと移行しながらですね、農地が守られてきている実態があります。

もちろん現在も個人経営で頑張っておられる農家さんもございます。

令和６年度には、頓原地区、赤来地区で、それぞれ活動されてきました協議会が一つとなりまして、「飯南担い手協議会」というのが今は発足しております。

まさにこの「飯南担い手協議会」が地域の柱となり、農業を牽引していただいていると思っております。

具体的な支援策につきましてもお尋ねいただきました。支援策としましては、島根県において、今年度から集落への「集落営農人材確保支援事業」というのが創設されておりまして、集落営農組織による後継者確保や人材育成の取組を支援する制度が開始されております。

このうち、二つあるんですが、一つ目の「集落営農次世代人材受入支援事業」というのは、これ集落営農組織が、県内外に居住する出身者に対して、農作業や地域活動への参加を促進する取組を支援するものでありまして、１人当たり年間４万５千円。大きな額ではないんですが４万５千円。１組織当たり最大３人まで活用できる制度となっております。

もう一つあるんですが、二つ目の「集落営農後継者確保支援事業」では、集落営農組織におきまして、一つは新たに組合員として活動に参加する方、また、定年退職等を機に新たに活動へ参加する既存組合員の方、また、オペレーター等として活動に参加する方を対象として、これ1人当たり1日1万円、年間7日以上20日以内の活動に対して支援が行われ、１法人当たり最大３名まで活用できる制度がございます。

それで、こうした、まずは農業を週末に手伝ってもらうか、まさに関係人口ですが、そうした方、それから少ししっかりと、年間、主要な作業に関わっていただくということで、２段階のそうした制度が今年度から用意されております。

それで今、今年度は今申しましたそれぞれ1法人ずつが、事業を実施される見込みであります。

町といたしましては、これらの制度を積極的に活用いただけるよう、関係機関と連携して周知を図るとともに、集落営農組織、認定農業者による若手人材の受け入れや技術継承の取組を支援し、将来の担い手確保につなげてまいりたいと考えております。

失礼しました。もう一つ、お尋ねがありました。耕作放棄地のことであります。

どこまで行政が関わっていくかということでありますが、先ほど平石議員の質問に対する答弁と重なる部分がございますが、繰り返しになりますが、農地については、地域計画先ほど申しました。

これは、将来の担い手や集落営農組織への集積・集約化を進めておりますが、すべての農地、やはり、従来どおり維持していくことは、厳しい状況にもあります。

そのため、地域の実情を踏まえながら、守る農地を明確にし、そして効率的な利用を進めていくことが重要であると考えております。

耕作放棄地につきましては、まずはもちろん発生防止が基本なわけですが、担い手への集約であったり、作業受委託の推進、鳥獣被害対策などを進めております。

しかしながら、条件不利地域と呼ばれるとこでは維持が困難な農地もありますので、これも繰り返しになりますが、地域としてよくよく話し合っていただいて農地として維

持するのか、また別の土地への利用転換ということで、そうしたことを検討していく必要があります。

それで、最後行政の関わりですが、これは農地の利用調整であったり、担い手確保への支援、また技術継承の仕組みづくりなどを通じて、この地域農業を支えていくことだと考えております。

今後も、地域、農業者、関係機関と連携を一層深めながら、若い世代の参画を促進し、本町の貴重な農地、そして農業を次世代に着実に引き継いでいけるよう取り組んでまいります。以上です。

○10番（高橋　徹）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　10番、高橋議員。

○10番（高橋　徹）　10番。

最後の質問に移ります。

空き家対策について、入居前の空き家を利用した「モデルハウス古民家」の施策はどうか。

前回、定例会議での一般質問時に、空き家対策について質問した際の回答に、活用可能性のある空き家が約200件との回答がありました。こちらの調査は、昨年12月だったかと思います。

先ほども言葉にしましたが、スピード感が最重要と考えます。調査から半年、ひと冬を超えています。その後の動き、計画が見えていません。

その中で、町が主導で改修、保守リノベーションを行い、飯南町での古民家暮らしを発信できないか。過去の取組の中に似た取り組みがあったと聞きましたが、詳細と、継続できなかった理由の答弁を求めます。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、空き家対策についてご質問いただきました。

議員からは、「モデルハウス古民家」ということで、そうした施策の提案もありました。

これは全国的にも様々な形で実施されている事例もあり、まさに面白い提案だと聞かせていただきました。

それで、現実、「モデルハウス古民家」整備するということになりますと、物件を見てですね、町内の古民家をリノベーションして住んでいただければ、これはいいアピールになるかもしれませんが、町内になかなかそのイメージどおりの古民家がなかったり、それを見てですね、見るだけで、実際にはほかの町を選択されたりということで、そうしたものを整備しても、どれほど事業効果があるかというのはちょっと不透明な点があるのではないかと感じております。

それで、議員からは、空き家調査をして時間もたって、少し動きが見えてきてないということでありました。

それで、現時点では、町が主体となって、町内の空き家を改修・補修・リノベーション等を行い、それを情報発信することはないんですが、仮にですね、民間主導で、そうしたことをモデルハウスを整備されて、自らの技術とともにＰＲされるような動きがありましたら、これは町としても支援ができないか検討したいと考えております。

それで、町の補助事業である空き家の購入や改修、住宅の増改築に関する補助金は、これは今年度ももちろん用意しておりますので、町としましては、まずは民間主体となったこの空き家活用を支援してまいります。

それで、調査の結果は、空き家、使える物件等の掘り起こしをまずしたいという思いが一番にありましたので、それを登録にするようにですね、空き家バンクに登録して売買、それから賃貸ということで選択できますが、なるべくその数を広げることで、まず調査しましたので、そこの部分については進めております。

それから、過去に町が実施していた類似すると思われる取組についての質問で、今、継続してないということですが、これをちょっと説明しますと、これは平成 21 年度から実施しておりました「飯南町定住促進空き家活用住宅」の事業であります。町内の空き家、最大 11 件、町が借り上げて賃貸住宅として活用させていただきました。

全ての空き家に移住者の実績がございまして、定住施策としては、成果がありましたが、10 年間は所有者から空き家を借り上げる契約でありまして、そのスタート時点で必要な改修、そして住宅を維持していくための修繕費かかっていたことから、なかなか継続は困難であると判断し、令和５年度に事業を廃止しております。事業の更新はしておりません。

平成 21 年当時はまだ定住住宅の整備が進んでおりませんでしたので、今、セミオーダーの住宅制度、当時は実施していませんでしたが、現在は様々な定住の住宅施策も進める中で、事業を整理しているところであります。以上です。

○10 番（高橋　徹）　終わります。

○議長（早樋　徹雄）　10 番、高橋徹議員の質問は終わりました。

……

○議長（早樋　徹雄）　一般質問を続けます。

５番、安部誠也議員。

○５番（安部　誠也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部誠也議員。

○５番（安部　誠也）　はい。

一般質問に臨むにあたり、先日、急逝されました同僚の伊藤好晴議員に対し、深く哀

悼の意を表します。ともに合併前からの議員で、立場こそ違えど、伊藤議員が町民のためにささげられた情熱を私たちも受け継ぎ、よりよい町政の実現に向けて、本日も真摯に議論を尽くすことをお誓い申し上げ、冥福を祈る言葉といたします。

さて、２点ほど用意しておりますので、まず１点。

瑞穂・高野インターアクセス道路整備の可能性についてお伺いします。

この件については、私が８年振りに議会に戻ってきた令和３年にも他の道路改良について質問しました。

わが町は南北には国道 54 号、国道 184 号が走り、西には三瓶山を含む大田市、美郷町へは県道川本波多線、美郷飯南線、邑南飯南線がありますが、一方、東側の県境である中国山地は険しくルートがなく、東は日が昇る方位である点から「成長」や「繁盛」に例えられることがあり、発展性がなく孤立化の原因であります。

それを解消しようと松江道の高野町への道を繋ぐべき、かつての赤来町長の伊藤博通さんと、この前まで庄原市長だった木山耕三さんの父である木山徳郎元広島県議会議長が構想を練られました。木山徳郎県議は元衆議院議員の亀井静香氏と庄原市を舞台に「ＫＫ戦争」と呼ばれた大物県議でしたので期待されていました。その後、平成 11 年に「瑞穂・高野インターアクセス、新銀山街道整備促進期成同盟会」が結成され、町も知事要望もされ、活動は続いていますが、未だに未解決、進んでいない状況だと解釈していますが、可能性をお伺いします。

ここ最近、一昨年 10 月に庄原市との自治体間交流に関する連携協定され前向きに努力され感謝いたしております。合併前に発刊した「高野町史」には、隣接するわが町との交流があり、古来から交通路また生産並びに生活上の交易地がいわゆる通婚圏をなしていました。正月や日常生活で利用される海産物は大田市周辺から運ばれ、波根・和江・大浦・五十猛など、石見から赤名・頓原・草峠・高野町上里原へのルートが、近年「ワニの道」と名づけられていると書かれてありました。かつて合併前には赤来町、頓原町や吉田村など島根県側の議会も研修会などを通じて交流がありました。そこで役場職員だけでなく、町民あげての交流をすべきではないかと考えます。

そんな中、連休中、町内の詳しい方と神之瀬川に茂る岸つつじをみるために、実際に現地に足を運んでみました。トンネルがあればすぐに行ける所ですが、布野、君田から櫃田、沓が原ダムをのぼって１時間以上かかりました。高暮ダムの堰堤を少し上がった所に林道の開設工事現場がありました。広島県北部農林事務所が発注者で工事名として林道横谷高暮線（高暮工区）となっておりました。後にルートがどうなのか電話で確認しましたが、図面はホームページでは公表されておらず、ユーチュブで現地を走られた動画を見つけてみましたが、国道 54 号の横谷、吸谷から結ぶ道路でした。

県庁職員に瑞穂・高野インターアクセス道路の話しをしてもご存知でなく、まだ広島県側には認知度が薄いのかを感じました。その工事現場が、後で地図を見てトンネルのルートとして高暮と小田の立石間を繋ぐ最短ルートと言われている所でした。

しかし、島根県は林道日野・金城131.7㎞の路線の大規模林道で全線開通しており、地域間のアクセスや林業振興に活用されていますが、広島県は山が多いのでいろんな路線があるのに感心しています。

そこで、トンネルをつなぐアクセス道路をみたところ、高野町・高暮側は県道三次高野線でありますが、わが町にも縁者がおられました東京都北区王子にある高校の男子バレーボール部は強豪校としても有名で、春高バレーでの優勝歴もある。駿台学園の創設者の瀬尾義秀さんなどの出身者の胸像が並ぶ、かつての小学校のところから道が狭いのが実態です。

わが町は県有林を結ぶ道なのに町道小田線であります。奥小田の最後の家までは改良されていますが、その奥は県の土地なので改良されていませんが、どこにトンネルができるかも未定ですので、県が意気込みを促すため、機運を盛り上げるためにも県道の昇格と改良を期待したいと考えます。

町も動かれているとは思いますが、実際のところ状況はどうなのかお伺いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

安部誠也議員から瑞穂・高野インターアクセス道路整備についての質問いただきました。

この瑞穂・高野インターアクセス道路の整備につきましては、議員おっしゃいますとおり、平成11年にこの期成同盟会を結成いたしまして、活動をこの間ずっと行ってきております。

これまでの取り組みとしましては、島根県への要望活動、これは知事であったり土木部長ですが、行っているほか、広島県の県議会議員にもご尽力いただき、これは令和２年度から広島県と島根県の土木建設局ですけど、職員間で事業の効果や実現に向けた課題等について、情報交換、毎年開催されておると聞いております。

また、これ議員もおっしゃいました。一昨年10月に締結した庄原市との自治体交流に関する連携協定によりまして、これまでに庄原市と飯南町の職員間による交流会、２回開催しております。庄原市の特産品を活用した交流会であったり、本町森林セラピーを体験いただき、お互いの地域の状況について情報共有を図ったところであります。

議員からは、瑞穂・高野インターアクセス道路整備の促進にあたりまして、住民レベルの交流促進、また、町道小田線の県道昇格についてのご提案であります。

それで、庄原市とのこの連携協定を契機といたしまして、先ほどは職員間の交流のことを話しましたが、観光、産業、文化、スポーツなど、様々な分野におきまして、やはり、住民同士の交流が広がることは大変意義のあることだと考えております。

実際に、そこの連携協定をきっかけに、本町の少年野球チームが庄原市で開催された

雪合戦や、少年野球の大会に参加するなどの交流も行われています。今後もこうした民間レベルでの取り組みがさらに広がるよう、交流の促進に努めてまいります。

前市長とは、いろんなお話もしまして、交流について、職員の、例えば婚活のことであったりそれから有害鳥獣の問題とか、両市町が抱えている問題を一緒に課題解決に向けて取り組みましょうとか、新市長になられても、この路線については十分認識いただいておりまして、この促進に向けて、お互いが取り組んでいきましょうということで約束しております。

具体的に町道小田線の県道昇格につきましては、これまでも要望してきた経過もございます。

しかし、県道は広域的な道路ネットワークを担う路線として県がもちろん認定するものであり、交通量であったり、広域的な利用状況、道路網における位置付けなど、総合的に勘案して判断されるものと認識しております。その整備手法によっては、要望内容も変わってきますので、これは適切に対応してまいりたいと思います。

広島県側は県道、こちら側は町道であったり林道の部分もありますので、そうしたところをまず県道に昇格して整備するのか。それとも、別の形での事業、これは県境をまたぐ道路ですので、国レベルでの事業として採択いただくとか、そうしたことをいろいろ模索もしておりますので、適切にこの県道昇格についてのことは対応してまいります。

それで、今後の見通しということですが、事業化に向けてのこのハードルは非常に高いものであります。この間、期成同盟会を結成して活動しながら、国道 54 号から瑞穂に向けてのルートについては、順次、国道であったり、県道であったり、改良が進んできておりまして、まだすべてが完了してるわけではありません。

今後も期成同盟会による要望活動を継続するとともに、島根県、広島県及び関係機関との連携を図りながら、このルートの必要性の共有に努めまして、整備の可能性が高まるよう取り組んでまいります。

最後に、これは議員の皆様にもですね、ぜひともこの力強いご支援、ご協力もいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○５番（安部　誠也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部議員。

○５番（安部　誠也）　はい。

次の質問に入ります。

コンサルに頼らない計画策定についてお伺いいたします。

予算書を見ますと委託料という用語が目立ちます。これは私だけでなく、予算書をお見せした元役場職員だった方々からの指摘でした。合併前は自分たちで総合振興計画をつくっていたと。

今、地方自治体の議会において、執行部（首長や役場職員）が政策立案を外部のコンサルタント会社に依存し過ぎている問題は、専門知識を補うメリットがある反面、自治

体の主体性や職員の政策形成能力の低下を招くとして、全国の議会でしばしば批判や議論の対象となっています。

昨年発刊した集英社新書の「過疎ビジネス」コンサル栄えて国滅ぶというベストセラー本がありますが、この本は、財政難や人材不足に悩む地方自治体に近づき、補助金や企業版ふるさと納税などの公金を食い物にする悪質なコンサルティング手法を指します。近年、地方自治のあり方として大きな社会問題になっています。そのため我々議会としてはコンサルに委託には、常にチェックしていかないといけません。

コンサルタント依存がもたらす主な弊害は、主体性と責任の欠如として、総合振興計画や基本構想の大部分をコンサルタントに丸投げすることで、自治体独自の地域特性や「住民の生の声」が反映されにくくなる。職員の政策形成能力の低下として、調査や分析、計画立案の実務を外部に任せるため、役場内部の職員にノウハウが蓄積されず、自ら政策を組み立てる力が育ちません。太郎飴（コピペ）計画の横行として、コンサルタント会社が他自治体で使った計画書の枠組みを流用（使い回し）することで、どこの地域にも当てはまるような特色のない計画が生まれやすくなると言われています。

そこで、ここ最近、いろいろ執行部から示された計画としての一例として、令和５年度に県内のコンサルに委託してまとめられた「観光宿泊交流施設今後のあり方検討」がありました。議会全員協議会では令和６年６月議会に説明され、11 月の「観光宿泊施設の再編に係る住民説明会」では、町民の皆さんからの総スカンを受けた件がありました。先の３月の所信表明では「宿泊施設を 1 施設に集約するとした方針案だったが住民説明会や議会で様々なご意見を鑑み、既存の施設を活用し、赤来地域・頓原地域に宿泊・宴会・レストラン機能を有する施設をそれぞれ 1 カ所ずつ残すことを基本とした再編方針案に改め、その基礎となる調査・検討を行いたいと考えております」と白紙撤回されました。本当にコンサルに振り回された２年間でした。お金と時間が。

また昔話しをします。町長も合併協議会の事務局に在籍されていたのでご存知だと思いますが、当時、コンサルからの誘いがあったと聞いています。しかし断わられ「新町建設計画」など作成され評価を受け、先だってもこの場で紹介しましたが、総務省過疎問題懇談会座長の早稲田大学の宮口としみち教授が、生命地域という言葉で魅力を感じられてか、来町され講演されました。過疎問題の大御所である教授が全国町村会のホームページのコラム論説に、長くはなりますが、もう一度触れさせていただきます。

「小さな合併の高い志として、まちづくり構想は感動ものであった。「小さな田舎からの『生命地域』 宣言」と題する冊子に示された「まちづくりの視点」の４項目には、「自然に根ざした」「もてなしの心」「小さな田舎（まち）だからこそ」「少ない人口ながらも活力ある」というキーワードが並んでおり、これらは筆者の年来の主張に大きく重なるものであった。「構想」には、「里山の地域資源を活かしたビジネスの起業」「住民の自立と行政との協働」など、高い志が随所にあらわれる。この構想が、コンサルタントの手になる美辞麗句ではなく、酪農家をはじめ、地に足をつけて生活している住民のまちづ

くり委員会で議論を重ねてつくられたことに大きな意義がある。絵空事ではない、高い可能性を感じさせる。」とコンサルを頼らず高評価を受けた話しです。

そこで、第３次総合計画の基本計画にも「住民主体のまちづくりの推進」めざす姿・地域の実情に応じたまちづくりに住民が主体となって取り組むまち「協働のまちづくりの推進」めざす姿・行政と住民が手を取り合ってまちづくりを進めるまちをうたっていますが、これもコンサルに委託して出てきた言葉なのか、疑問には思いますが、行政と住民の力で課題を実践すべきです。

今後は「飯南町公共施設等総合管理計画」など町内の町有施設の統合、休廃止や譲渡するのかなどの課題の解決や、先日の新聞報道には、人口３千人を切った高知県大豊町には集落をつなぐ町道橋が 310 ある橋を「最後」まで使い切る「終活」の試みが始まっています。わが町にも町内に 210 の橋の維持・管理に多大な費用が係る問題など、どうやって行くのか。コンサルに委託して丸投げすることなく、自治体独自の地域特性や「住民の生の声」が反映すべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

次に、外部業者に頼らない計画策定についてご質問いただきました。

町の計画策定等に関するもので、委託料はたくさんもちろんあるんですが、今、主立ったそうした今年度外部業者に委託しているもので、本年度の例を申しますと、一つは災害廃棄物の処理計画。これ今災害時にそうした発生したいろんなものが出てきますが、それをどこに仮置きするかというようなそういった計画。それから、今小中学校の再編計画。これは具体的に今、建設の場所等を計画していくものも含まれており、それから事業費の算定ですね。それから観光宿泊施設のあり方方針。これにつきましては、今議員からも言われましたが、住民説明会等を踏まえて、少しもう一度検討するということで、この３事業、業務委託することとしております。

これらの計画等におきまして、建設候補地の例えば抽出であったり、建設費用の試算、また、現施設の維持管理経費との比較分析などの作業が必要となりまして、やはり専門的な知識や技術が必要となるため、技術職員のいない本町においては、職員だけでは困難な部分につきまして、外部の専門業者の協力を得て策定を進めているところであります。

専門業者に委託することは、他自治体の例などの情報が得られることや、専門業者のノウハウも活かして、迅速に作業が進められること。

また第三者から客観的な判断ができることなど、メリットももちろんあります。

これまで総合振興計画や、公共交通計画など、町の方針を定める重要な計画におきまして、必要に応じて専門業者に委託し作成してきておりますが、計画策定も決してもち

ろん丸投げしているわけではなくてですね、当然町の職員も資料等収集し、また町民の方々、関係団体や県などからも意見を伺いながら協議を重ねて、計画としてまとめたものであります。

町の計画全てにおきまして、もちろん業務委託しているわけでなく、職員がアンケート調査をしまして、その結果を取りまとめ、工夫して計画した策定もありまして、近年では飯南町農林業振興計画ですね、そうしたものであったり、子ども・子育て支援事業計画、また自死対策計画などは、職員が主体的に取りまとめて策定しております。

加えて本町の重要な施策に関する計画策定の際には、できる限り町民や各種団体にも参画いただき、計画策定委員会を設置して進めてきております。

その結果をもとに、町民の声が反映された計画となるよう努めておりまして、議員の言われたような状況にはないものと認識しております。

それから、議員からございましたこの観光宿泊施設の再編につきましても、これは議会にも都度説明してきておりまして、町民の代表である議員の皆様からのご意見をお聞きした上で、その結果をもって住民説明会を開催しております。決してまとめたものを業者任せにした策定ではございません。

それで、今回は住民説明会の意見も踏まえて、新しい宿泊施設、その場所のこともちろんあったんですが、既存の施設を活用しながらということで、今考えておりますが、やはりこの件については、町内の利用者からいえば、もちろんそれは身近なところにそうした施設があるのがいいんですが、やはり外部の方が飯南町宿泊される場合は、やはり、きちんとした収容力のある施設であったり、新たな施設ということで、そういうのも魅力的なところもあります。

そうしたことも踏まえまして、今回座談会で、このテーマについても取上げさせていただいて、住民の皆さんのご意見を改めて伺いたいと、これは考えております。

それで、職員の人材育成という観点からは、今後も職員で様々な計画策定できる力をですね、企画力ですが、育成したいと考えておりますが、やっぱり定める計画の目的や内容によっては、外部の専門業者の協力が必要な場合もありますので、状況に応じて、よりよい手法について判断していきたいと考えております。

また、この専門業者に委託する場合におきましても、本町の独自性を活かした政策、そして幅広い町民の声を反映できる内容となるよう、引き続き努めてまいります。

以上です。

○５番（安部　誠也）　終わります。

○議長（早樋　徹雄）　５番、安部誠也議員の質問は終わりました。

……

○議長（早樋　徹雄）　ここで休憩をいたします。

本会議の再会は 13 時といたします。

午前１１時３２分休憩

午後　１時００分再開

○議長（早樋　徹雄）　本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

７番、安部丘議員

○７番（安部　丘）　議長。７番。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　丘）　はい。７番。

冒頭に一言、先輩である伊藤好晴議員が、今６月定例会を前に急逝されましたこと、大変な驚きと命の儚さというものを痛感いたしました。議会にとっては掛け替えのない方であり、心底残念に思います。心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に従い質問を致します。

はじめに「新たな防災気象情報への対応」について伺います。

気象庁は、５月 28 日から新たな防災気象情報の提供を始めました。本州が出水期を迎える直前に変更されたものです。警戒レベルと避難行動は従来通りですが、土砂災害のレベル３は４に引き上げられる可能性が高い場合に限るとしており、レベル３から４への移行期間は早まる可能性が高くなります。

その他にも、翌日までの警報などの発表見通しを色分けで伝える「時系列情報」や、線状降水帯が発生する２～３時間前に「直前予測」を速報する等も新たに始まります。

２日から３日にかけ上陸した台風６号での防災気象情報は、報道の仕方もあいまって、警戒レベルの画像から視覚的に避難行動に移り易いと感じました。同時に被災自治体では、刻々と遷移する状況や警戒レベルを、適切に速やかに住民に周知することの重要性もくみ取ることができました。

本町では、この変更を受け運用の修正や飯南町防災ガイドブックの改版、町民への周知などを何時どのように行なうよう考えておられるか、町長に伺います。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

安部丘議員から、「新たな防災気象情報への対応」についてご質問いただきました。

何点か質問ですが、まず運用の修正ということですが、このことについて、大きな修正はございません。これは結論から申しますと。

それで、私のほうからも少し、今回の新たな防災気象情報について変わったところも

含めて少し説明させていただきます。

まず、警報・注意報の情報名に、それぞれ頭にレベルが付記されたということであります。警戒レベル４であると、危険警報と発表ということなりました。危険警報ですねレベル４の場合は。レベル４、例えば大雨危険警報ですが、レベル１の場合は共通して早期注意情報、それから、レベル２以上からですね、頭につくんですが、大雨の場合であればレベル２大雨注意報で、レベル３であればレベル３大雨警報、レベル４が大雨危険警報で、レベル５は大雨特別警報ということになりました。

このことにあわせて５段階の警戒レベルごとに、住民がとる行動がより明確に示されたことであります。

議員からもございましたこの避難行動と直結するレベルがすぐにわかって、避難の判断がしやすくなったと思っております。

その中で、特にこれもお話しいただきましたレベル３の土砂災害警報でありますが、この発表につきましては、私も直接気象台の台長のほうからも伺っておりますが、レベル４の土砂災害危険警報の基準に達すると予想をした場合に、発表することになったようであります。

つまり、レベル３のこの土砂災害危険警報が発表された場合には、その後のレベル４の土砂災害危険警報が発表される可能性が非常に高いということになりますので、レベル、その段階に応じた避難行動をこれまで以上に速やかにとっていただくことになろうかと思います。

その具体的な運用の修正ということで、この避難行動については、従来どおりとなります。「土砂災害」のほか「大雨」を含めての避難行動となりますが、本町の場合、このレベル３の警報ですね、警報以上が発表された場合は、告知放送をいたします。本庁舎及び頓原基幹支所、志々支所、来島支所を、まず避難所として開設いたします。避難に時間を要する人は、早めにそこの段階で避難をされるか、避難の準備をしていただきたいと思います。

また、レベル４の危険警報が発表された場合は、町からの避難指示の発令をいたします。その発令を機に、地域の皆様や自主防災組織の方が、これは各地区にあります避難所を開設いただきますので、危険な場所から、全員が避難していただくようお願いいたします。

ただ、この場合ですね、自分の家が、周りに山とかもなく川もない、危険な水位が上がってくるような、そういった場合はご自宅にとどまることが最も安全な避難と判断できますので、その場合はまた別でございます。

それから、次にガイドブックの改版ということであります。令和７年３月に製作いたしましたこの飯南町防災ガイドブック、今日持ってきておりますが、このガイドブックであります。中を開きますと、このレベルに応じた避難行動が載っております。

それで、このガイドブックは、新たな防災気象情報での避難行動にも対応できること

から、改版をしなくても対応できると考えておりますので、住民の皆様には、この防災ガイドブックを見て避難行動をとっていただければと思います。

それから三つ目の町民への周知ということであります。

この周知といたしましては、５月の「広報い～なん」で住民の皆様にお知らせしております。引き続き、ホームページでの情報発信、また防災訓練も地区単位でしていただくものもありますが、そういった機会であったり、気象防災アドバイザーによる出前講座等々、様々な方法で周知を図ってまいりたいと思います。

それから最後ですね、直接質問とは関係ないんですが、今年度ですね、浸水の想定区域を含めたハザードマップの制作を予定しております。制作後につきましては、ホームページで情報発信、また、各地区にも配布いたしますので、これらも含めて避難経路をご確認いただいて、安全に避難行動をとっていただければと思います。以上です。

○７番（安部　丘）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部議員。

○７番（安部　丘）　はい。

ハザードマップを今年度改定して配布されるということなので、その機会に合わせて、ぜひ自治体のほうではですね、ハザードマップの確認とあわせて、防災への啓発の打合せというか、そういうコミュニケーションをとっていただく機会もあわせて、ご提言いただいたほうが良いかと思います。ぜひご検討いただければと思います。

次に、「部活動の遠征等における安全確保への対応」について伺います。

先般、磐越自動車道でおきた部活動遠征中のマイクロバス事故を受け、国・県は各市町村の教育委員会に安全確保に関する通知を出しました。

本町の小・中学校では部活動の遠征や校外学習でバスを利用する機会は数多くあります。今回の県教委からの通知を受け、本町での活動そのものや、それを支援する体制等への影響について、どのような事柄がどの程度あるのでしょうか。

児童・生徒には今まで通り活動出来ることが望ましいと思いますが、移動を伴う活動を抑制することなく、安全を確保していくための対応をどのように考えておられるのか。

私が、最低限必要だと感じますのは、町の契約運転手との定期面談と、公私を問わず「ごく軽微な物損事故」等でも教育委員会に報告をしていただくような取り決めが必要ではないかと思っています。それを受け記録し、教育委員会において安全性を評価する仕組みを設けておけば、責任ある対応や説明に繋がると考えます。

過失による重大事故には、必ずいくつもの軽微な事故や違反という伏線があります。ハインリッヒの法則、俗に言うヒヤリハットの法則です。本町の具体的な対応を教育長に伺います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○教育長（大谷　哲也）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　大谷教育長。

○教育長（大谷　哲也）　番外。

安部議員から、「部活動の遠征等における安全確保への対応」ということでご質問をいただきました。

令和７年度の実績によりますと、小学校の校外活動は年間で約 80 回、中学校の場合は 40 回となっております。この校外活動というのは、具体的に言うと、遠足であったりふるさと教育、スキー教室、そういったところでございます。

そして、中学校の部活動については、約 200 回のバスによる移動が現在ございます。

今回の国、県教委からの通知は、学校が貸し切りバスを借りる際の適切な契約であったり、事故発生時の緊急対応マニュアルの点検などが主な内容でございました。本町はマニュアルに基づいて運用しておりますので、小中学校の部活動の支援、あるいは校外学習に関する影響はございませんでした。

次に、今後の安全対策ですけれども、このたびの国、県の通知を受けまして、飯南町教育委員会としては、５月 21 日付けで「部活動の遠征等における安全確保について」という通知を出しまして、校長会で内容を確認をしました。

安全対策に万全を期した上で、児童生徒にとって貴重な体験の場である校外活動であったり、部活動の移動手段、これをしっかり確保するように指示をしたところでございます。

次に、安全な運行のための町の具体的な対策ということでございます。

今回の事故を受けて、教育委員会が運行を委託している事業者と、より一層連絡を密にして、安全な運行管理に努めたいと思っております。

また、町に登録をしている個人運転者もあります。日頃の健康管理が特に重要になってきますので、健康診断書の提出と面談を徹底するように考えておりまして、運転者との面談を通じて事故防止のための意識啓発につなげていきたいと思っております。

また、飯南町の場合はですね、ほかの市町と違いまして直接、バスの運行については教育委員会が運転者と取次ぎをしますので、その担当レベルの電話の中でもそういったコミュニケーションが十分とれるのではないかなと感じております。

いずれにしましても、今回の事故を教訓としまして、安全安心な学校活動あるいは部活動の移動手段が確保されるように努めてまいりたいと考えております。

○７番（安部　丘）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　丘）　はい。

小中学校の校外活動については、影響がないということでご説明をいただいたと思ってます。非常に安心をしたところでございます。これからも、安全管理には万全を期せるよう、ぜひ、連携を密にして安全確認を行っていただきたいというふうに感じます。

続きまして、最後になります。「地域未来戦略の活用」について伺います。

政府は、企業の大規模投資を呼び込むための施策として、全国を 10 ブロックに分け、

目指す産業集積計画の素案を公表しました。高市政権が掲げる地域経済活性化策で、月内にも策定されるであろう「地域未来戦略」に反映される予定です。

大胆な投資促進とインフラ整備を一体的に進めるもので、国が主導する「戦略産業」と都道府県主導の「地域産業」、市町村単位で取り組む「地場産業」の３本立てとなっています。

「地域産業」と「地場産業」の詳細は、まだ明らかになっていませんが、国主導の「戦略産業」には、新たに整備するよりは、既にある集積産業がかなり多く見受けられ、採択の如何によっては地域間格差が拡大する懸念もあります。

中国ブロックに特化された産業に、神話や漫画などのコンテンツがあり、日本一大しめ縄の町としても、日本画やイラスト・絵本・漫画などの「作家の生誕の地」でもある本町は、何とか繋がりを持ちたいものです。本町単独では難しい面があるかも知れませんが、出雲市や近隣市町とコンテンツの繋がりを模索し、連携した取組みで投資やインフラ整備を呼び込むことはできないものでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

続いて、地域未来戦略の活用についてのまちづくりについてご質問いただきました。

この地域未来戦略につきましては、まだ方針は示されておりますが、閣議決定も今月中ということで聞いております。まだ詳しい情報等は、まだ持ち合わせておりませんので十分な答弁はできませんが、わかる範囲でお答えさせていただきます。

この地域未来戦略につきましては、地方に大規模な成長投資を呼び込み、世界をリードする産業や地場産業の集積地、クラスターですが、を形成することで、地方に稼げる経済を取り戻すための国家戦略であります。

政府は、これまで進めてきた取組に加えまして、強い経済ですね、の実現を重点に置きまして、半導体やデジタル、またＧＸ、グリーン・トランス・フォーメーションですが、などの成長分野のクラスター、また地域発のクラスターを全国各地に形成し、地方から日本を成長軌道に押し上げていくため、今年の夏を目途に取りまとめが行われる予定であります。

それで、議員からは、今明らかになっておる国が主導するこの戦略産業の部分ですが、この「地域未来戦略」の取りまとめに先立ちまして、政策パッケージを策定することとされておりまして、３段階あるんですが、こちらについては地域ごとの戦略産業クラスター形成に向けて、国が知事とも連携しつつ、地域ごとに策定する「戦略産業クラスター計画」に係る政策と、この地場産業の成長・発展に向けて、知事等の主導で策定された各都道府県の「地域産業成長プラン」を強力に後押しする政策で構成することを考えられています。

それで、この推進に関しましては、今３つの型に整理されて検討されていますが、ちょっとなかなかわかりにくいんで、この３つについて説明させていただくと、

一つ目は、「戦略産業クラスター」ということで、これは国が主導し、都道府県をまたいで広域なブロック単位で先端技術や大規模投資を誘致するものであります。今、代表的なものは、熊本県、これは台湾の今の半導体の拠点を置く工場ですが、そうした半導体の拠点、また北海道もそうした取組が半導体工場のプロジェクトが進められようとしております。そうした大規模なもの。

それから二つ目は、「地域産業クラスター」。これはまさに県が主導し、県単位で地域特性を活かした産業の育成と集積を図るクラスター。これは島根県内でもいろいろ成長産業と呼ばれるいろんなものがあると思いますが、こうしたものを磨きをかけながら、これを、この地域特有の産業としてさらに発展させていくということであります。

三つ目が、「地場産業成長プラン（地場産業クラスター）」ということで、これは県または市町村や地域コミュニティが主体となって、伝統工芸や地域資源を活用した産業支援を活性化する取組であります。

それで今、議員の質問は、近隣市町、本町にも日本一の大しめ縄のそうした制作があるわけですが、近隣市町と連携した取組の可能性につきましては、国主導の「戦略産業クラスター」と県主導の「地域産業クラスター」は、この「中核となる企業の必要性」、また「複数自治体の連携による広域での産業集積」、また「成長産業などの分野の選定」など、いろいろ課題もどうもあるようなので、本町が関わっていくには非常にハードルが高い印象を持っておりますが、そうした部分的な参画の可能性があるかどうかなど、今後、国や県の動きを見ながら判断していきたいと思います。

それで、議員からはそうした神話であったり漫画とか、そうしたコンテンツで何とか結びつきを持って一緒にできないかということでありますので、その辺は、例えば広域連携での取組を出雲圏域でもしておりますし、出雲、それから雲南市、奥出雲と斐伊川サミットということで、そうした連携したまちづくりも行っております。

そういう中で、こういう新たな取組に対して研究も一緒にできたらと思っております。以上です。

○７番（安部　丘）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員。

○７番（安部　丘）　はい。

町長からは、政策について詳しくご説明いただきましてありがとうございました。本来私が説明する部分だったかもしれませんが、そのように感謝しております。

いろいろ手法があって、私もちょっと質問通告書に十分書ききれてなかったところがあるんですけれども、コンテンツを保有している、あるいはコンテンツの生みの親を町から輩出しているというのは現実としてあるわけで、それをどうやって投資を呼び込むようなものの中に活かしていくかということについて、例えばそれはデジタルコンテン

ツというものをどこかと共同して制作して、それを町の観光誘致に活用するだとか、そういった道もなくはないと思っておりまして、いろいろこれから先、具体的に話がまとまる前に、町のほうから動き出しを持って取り組んでいくということがあれば、多少間口が広がっていくんではなかろうかというふうな気もしております。

その辺を含めてちょっと質問状にはないので大変申し訳ないんですが、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（早樋　徹雄）　答弁を求めます。

○町長（塚原　隆昭）　議長。

○議長（早樋　徹雄）　塚原町長。

○町長（塚原　隆昭）　番外。

再質問いただきました。

本町としてその可能性のあるコンテンツに対して、本町が率先してそうした取組に呼びかけていけばというような意味合いだったと思いますが、どういった、うちにもそうした今の大しめ縄とか日本一のものもありますが、そういったものが連携して、ちゃんとその成長分野として、集積して発信、取組ができるのか。その辺は、ほかの自治体にちょっとうちが乗っかかる形でやっていくのか、そういったやり方については、少しコンテンツ自体も何に特化してやるかいうのも、もちろんまだ決めておりませんので、そうしたところも含めて、ちょっと研究して、これは町創生に変わって今回示される交付金でもありますので、そうした財源についてはまた有効なものを活用してまいりたいと思います。以上です。

○７番（安部　丘）　以上で終わります。

○議長（早樋　徹雄）　７番、安部丘議員の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

……

○議長（早樋　徹雄）　以上で本日の日程を終了し、これにて散会をいたします。

なお、６日、７日は休会、８日から 10 日は各常任委員会、11 日は各常任委員会及び午後１時から予算特別委員会、12 日は午前９時から本会議を再開をいたします。

ご苦労さんでございました。

午後１時２８分散会